

経営相談 Q & A

小規模企業に対する施策強化を目指す「小規模企業活性化法」の概要

Q

当社は従業員 15 人のプラスチック製品製造業です。中小企業基本法の規定では当社は「中小企業」の中の「小規模企業」に分類されますが、従業員 200 人の製造業も同じ「中小企業」として一括りで分類されることに少し違和感があります。最近、小規模企業に焦点を当て対策強化を目指す法案が施行されたそうですが、概要を教えてください。

A

全国約 420 万社の中小企業の約 9 割を占めているのが“小規模企業”（定義は図表 1 の通り）です。

これまでの国の中小企業政策では、企業規模も経営資源も異なる中小企業と小規模企業を一括りにしてきた面があるという反省から、小規模企業に対する施策強化を目指す法案が今年 9 月に施行されました。それが「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（小規模企業活性化法）」です。

同法律では、小規模企業の事業活動の活性化を図るため、中小企業基本法の基本理念に小規模企業の意義等を規定するとともに、小規模企業への情報提供の充実、小規模企業の資金調達の円滑化に係る支援などの措置を講じています。

1. 法律の背景・目的

我が国に存在する 420 万社の中小企業のうち、約 9 割、366 万社に及ぶ小規模企業は、地域の経

済や雇用を支える存在として重要な役割を果たすとともに、その成長によって日本経済全体を発展させる重要な意義を有しています。

しかしながら、小規模企業は、資金や人材等の経営資源の確保がとくに困難であることが多いこと等を背景に、近年、企業数・雇用者数ともに減少しています（図表 2）。

このような状況を踏まえ、小規模企業に焦点を当てた中小企業政策の再構築を図り、小規模企業の意義を踏まえつつその事業活動の活性化を推進しようとするのが今回の法律です。

図表 2 中小企業・小規模企業の減少の様子

		1999 年	2009 年	減少数 減少比
企業数	中小企業	484 万社	420 万社	▲64 万社 (▲13%)
	うち 小規模企業	423 万社 (87%)	366 万社 (87%)	▲56 万社 (▲13%)
従業員数	中小企業	3,120 万人	2,834 万人	▲285 万人 (▲9%)
	うち 小規模企業	1,098 万人 (35%)	912 万人 (32%)	▲186 万人 (▲17%)

総務省「事業所・企業統計調査」、「経済センサス」から再編加工

図表 1 中小企業・小規模企業の定義

業種	中小企業（下記のいずれかを満たすこと）		うち小規模企業
	資本金	常時雇用する従業員	常時雇用する従業員
①製造業・建設業・運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3 億円以下	200 人以下	20 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	5 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下

2. 法律改正の主な内容

(1) 中小企業基本法の一部改正

小規模企業の事業活動の活性化を図る観点から、中小企業基本法の「基本理念」に、小規模企業の意義として「地域経済の安定と経済社会の発展に寄与」を規定。「施策の方針」にも、小規模企業の活性化が明記されました。

また、中小企業施策に関し、今日的に重要な事項として、以下の項目が新たに規定されました。

- ① 女性や青年による創業の促進
- ② 海外における事業の展開を促進
- ③ 情報通信技術（IT）の活用の推進
- ④ 事業の承継のための制度の整備

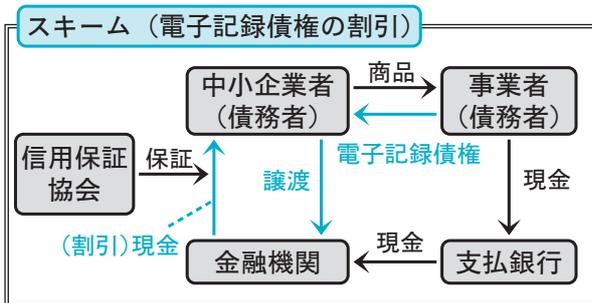
(2) 小規模企業の範囲の弾力化

小規模企業の多様性に着目し、特定の業種について小規模企業者の範囲の変更を政令で行うことができるよう規定が弾力化されました。

(3) 中小企業信用保険法の一部改正

中小企業・小規模企業者の資金調達を円滑化を図るため、信用保証の対象に新たに電子記録債権を活用した資金調達（電子記録債権の割引等）が追加されました（図表3）。

図表3 電子記録債権の割引のイメージ



(注) 電子記録債権

- ・債権債務の関係を電子記録化した、手形や売掛債権とは異なる新たな金銭債権
- ・平成20年12月に施行された電子記録債権法に基づき創設

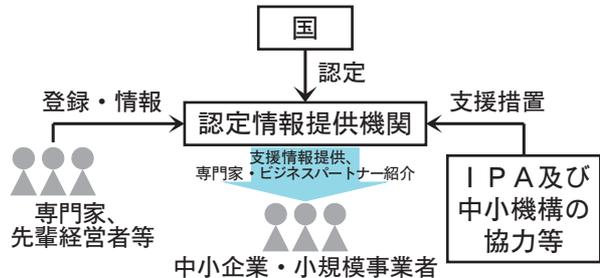
(4) 中小企業支援法の一部改正

ITを活用し、中小企業・小規模事業者に役立つ情報を提供する者を、情報セキュリティ対策が適切になされていること等を要件として、国が「認定情報提供機関」として認定する仕組みが創設されました（図表4）。

<提供する情報>

- ① 国・都道府県等による中小企業向けの支援情報
- ② 中小企業の経営支援を行う専門家についての情報
- ③ 中小企業の事業活動のパートナーについての情報

図表4 「認定情報支援機関」への支援措置のイメージ



(5) 下請中小企業振興法の一部改正

下請中小企業が連携して、自立的に取引先を開拓する計画を、国が「特定下請連携事業計画」として認定する仕組みが創設されました。

また、この事業計画の認可を受けた事業者に対して、以下の支援措置が講じられることになりました。

<支援措置>

- ① 中小企業信用保険法の普通保険、無担保保険、特別小口保険の別枠の設定
- ② 資本金3億円超の下請事業者等を中小企業投資育成株式会社の投資対象に追加
- ③ 下請企業振興協会による下請取引あっせん等の協力

*

今回の法改正を受け、今後、小規模企業のニーズに機動的に対応する個別政策がさらに打ち出されていくことが期待されます。（吉村謙一）